

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～「高額介護合算療養費」と「医療費通知の送付」～

## 高額介護合算療養費について

『高額介護合算療養費』は、医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が8月1日から翌年7月31日までの1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が、次の自己負担限度額を超えたときには、市に申請することにより、その超えた額が支給されます。

### ▶自己負担限度額

負担割合	区分	合算した場合の限度額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

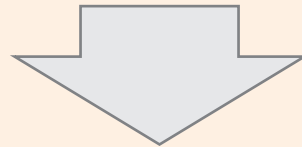
（※1）世帯全員が住民税非課税である世帯。

（※2）世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員が所得0円（公的年金の収入のみの場合その受給額が80万円以下）または老齢福祉年金を受給している世帯。

### ▶高額介護合算療養費の支給例

#### ○夫婦2人世帯の一例（所得区分『一般』の場合）

75歳以上の夫婦2人世帯で、夫が病院に入院し1年間の自己負担額が30万円、妻が介護施設に入所し1年間の自己負担額が44万円のとき。



世帯の負担額は、夫の病院の自己負担額30万円と妻の介護施設の自己負担額44万円を合わせた74万円ですが、高額療養費と高額介護サービス療養費を合算後の1年間の限度額が56万円ですので、**市に申請すると、差額の18万円が払い戻し**されます。

※後期高齢者医療制度または介護保険のいずれかの自己負担額が0円の方は対象外です。

※支給額が500円以下の方には支給されません。

▶**申し込み** 年金・長寿医療グループに申請してください

▶**問い合わせ** 年金・長寿医療グループ  
(☎<sup>05</sup>2137)

## 医療費通知の送付について

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行を希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。

今回の発行は、3月末（平成27年7～12月診療分）に行います。

### ご注意ください

- 医療費控除の申告を行う際、医療費通知を領収書の代わりとして利用することはできません。
- 医療費通知の発行を申し込まれた方には、継続して送付されます。
- 医療費通知を受け取ったことによって、何らかの手続きが発生することはありません。

### 発行を希望される方へ

電話でのご連絡だけで手続きできますので、次のいずれかにお申し込みください。

- ・北海道後期高齢者医療広域連合  
(☎011-290-5601)
- ・年金・長寿医療グループ  
(☎<sup>05</sup>2137)